

## 4. 課題の整理

アンケート調査結果に基づく子どもの貧困率は、約1割でした。また、ひとり親世帯の場合では約3割となっています。本市は、全国よりも経済的な理由による生活困難世帯の割合は低いと考えられます。しかし、経済的な理由以外にも、さまざまな要因により生活困難度が高くなっている世帯がいることが分かりました。これらに該当する子どもと家庭に対して、今後、より身近で親身な支援体制の推進が求められます。

### 1 子どもの健全な成長のための基盤づくりと豊かな教育環境の充実

アンケート調査結果をみると、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもより自分のことを評価したり、好きでいる意識が下回っている傾向にあります。また、ふだんの朝食を食べないケースも多くみられます。さらに、学習に関しては、生活困難度が高い世帯の子どもは、学習塾に通っている割合がそれ以外の世帯の子どもより少なく、学校の成績が中位より低いと感じている割合が高い状況です。また、学校以外で勉強をする時間が少なく、学習に対する意欲も低下していると思われます。これには、親の学歴などが、現在の生活環境に少なからず影響を及ぼしている可能性も考慮すべき点です。

生活困難世帯の子どもの心身の健康づくりと、教育環境の充実による学習意欲の向上が求められます。

### 2 子どもがふだん過ごす場所や家庭の充実と改善

アンケート調査結果をみると、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯の年間所得は、150万円～200万円未満の範囲に多い状況です。その中で、約4割がひとり親世帯で、さらにそのうち半数近くが正社員・正規職員として働いていますが、帰宅時間が遅くなる親が少なくありません。

そうすると、家で子どもだけで過ごす時間も多くなり、なかなか親子が一緒に食事を取っていない家庭もあります。また、生活困難度が高い世帯の親やひとり親は、相談相手が比較的少ない傾向にあり、将来への悩みや不安を1人きりで抱えている傾向が見られます。そうした家庭で親に余裕がない場合は、子どもへの接し方にも影響が出るおそれがあり、ネグレクトや虐待につながるケースも考えられます。

子どもの放課後の居場所づくりの充実と、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯に対する就労支援や、様々な相談に対して親身に対応できる体制づくりの推進が求められます。

### 3 子どもが暮らす地域における協働と連携の推進

団体等ヒアリング調査結果をみると、貧困家庭は状況を隠そうとするため、支援を断られるケースが多いという意見や、民間団体では、どこまで関わっていいのかわからないなどの意見がありました。地域には、ボランティアや民間団体、自治会などさまざまな組織が活動していますが、その役割や活動内容は多種多様です。子どもの貧困という課題解決に直接関わりがなくても、それぞれの活動範囲で取り組めることを意識して、さらに、関係機関につなげていく協働と連携の体制づくりを地域で推進していくことが求められています。

# 第3章 基本理念、基本目標

## 1. 基本理念

子どもの貧困対策で最も大切なことは、どのような生活環境にある子どもも、健やかに育ち、学び、安心安全に暮らすことができ、“将来”、子どもたちが貧困状態に陥らないように“いま”すべきことを実現することです。

そのためには、生活に困窮している世帯への経済的な支援のほかに、子どもたちへの学習、健康、進学、就労等への支援と併せて、保護者への身近で親身な精神的な支援の充実が重要になります。

子どもとその保護者や家族が、日常生活を過ごす中で抱えている悩みや不安などを把握するとともに、地域で活動している地域団体や学校法人、福祉法人、市民同士の取組など、いわゆる社会資源の状況を把握し、支援を受ける側と提供できる側のそれぞれの輪郭を明確にしていきます。

そして、複合的かつ多様な課題の解決に対して、これらの社会資源を横断的かつ柔軟に展開するために、市行政及び地域と各関係機関等との協働・連携が図れる体制の基盤整備を、島田市子どもの貧困対策の第一歩とします。

これらのことを実現するために、本計画の基本理念を『人と地域とまちが ひとつになって子どもの未来を明るくてらすまち』として、全ての子どもが健全に成長していける安全安心なまちづくりを目指します。

また、関係者及び関係機関においては、子どもにとって大切なこと、必要なことを常に意識して取り組む姿勢が求められます。そのため、本計画を推進するにあたっては、“子どもの視点に立って”を基本理念の実現に向けた合い言葉とします。

### 基本理念

**人と地域とまちが ひとつになって  
子どもの未来を明るくてらすまち**

### 合い言葉

**～ 子どもの視点に立って ～**

## 2. 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の3つの基本目標を掲げて、計画を推進します。

### 1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

すべての子どもが将来に夢と希望を抱きながら健やかに成長していくことが重要です。

そのために、子どもが抱える悩みや不安のケアに努めるとともに、子どもの自己愛や自尊心が高められる指導の充実を図ります。また、幼児期から一貫した身体の健康をサポートし、子どもの健全な成長を支えます。そして、幼児教育・学校教育のほか、さまざまな体験学習等を通して、子どもの思いやりや自立心、困難に立ち向かう強い心が育つよう支援します。

### 2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

子どもにとって安全安心であり、過ごしやすい環境が常に身近にあることが大切です。

そのために、子どもが孤独や不安を感じることなく過ごせる居場所づくりやサービスの充実を図ります。また、子育てに関する相談支援などを通して保護者への切れ目のない支援を行い、育児ストレスや悩みの解消に努めます。さらに、生活が困難な状況にある家庭に対して、制度やサービスの周知と活用を促し、保護者の負担軽減を図ります。

### 3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

子どもが健やかに成長していく上で、家庭に身近な地域の協力は不可欠です。

そのために、民生委員・児童委員や社会福祉協議会をはじめ、地域に関わる団体や関係機関等の活動を支援し、心配ごとのある子育て家庭等においては、地域で見守る体制づくりを推進します。また、保育・教育をはじめとする関係機関や地域、行政が協働・連携し、子どもや家庭の状況把握と適切な支援等につなげる仕組みの強化を図ります。

### 3. 施策体系

#### 基本目標1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

施策1 子どものこころの健康づくりの推進

施策2 子どものからだの健康づくりの推進

施策3 教育機会の充実

施策4 様々な体験学習の充実

#### 基本目標2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

施策1 子どもの居場所づくりの推進

施策2 切れ目のない子育て支援の充実

施策3 ひとり親世帯への支援の充実

施策4 保護者の就労・生活支援の充実

#### 基本目標3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

施策1 地域の見守り活動等への支援

施策2 情報の支援体制の充実

施策3 関係機関との協働・連携体制の充実

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの心身の健康づくりと豊かな心を育む教育

#### 施策1 子どものこころの健康づくりの推進

##### 背景と課題

子どもが将来に夢や希望を抱き、何事にも前向きな気持ちをもって取り組んでいくためには、精神的な安定は欠かせません。

アンケート調査結果では、生活の中で感じていることとして、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、自分のことを好きではなかったり、不安に感じているなどの割合が高くなっています。また、悩みを相談できる相手については、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、家族や学校の先生、友人などの割合が低いことから、誰にも相談できずにいる子どもが少なくないことがうかがえます。

団体等ヒアリング調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもに対して必要とされる支援として、小学生児童のころから気軽に相談したり、話し合える場所を設置する必要がある、という意見がありました。

こうしたことから、生活困難度が高い子どもなど、子どものおかれている状況や、子どもの性格に合わせた身近な相談対応ができる体制づくりが求められます。

##### 施策の方向性

教育機関等と連携して、子どもが身近に相談しやすい環境と体制の充実を図り、子どものこころの健康確保に努めます。

##### 具体的な取組

###### (1) 学校における相談支援

学校を窓口として、生活困窮世帯の子どもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。また、子どもとその家族に対して寄り添った支援を行うために、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー、教育相談員、教育支援員等と連携した支援を実施します。

##### 主な事業内容

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ○スクールソーシャルワーカーの配置 | ○教育相談員の配置   |
| ○スクールカウンセラーの活用    | ○学校教育支援員の配置 |
| ○不登校の子どもへの支援      |             |

## 施策2 子どものからだの健康づくりの推進

### 背景と課題

身体の健康づくりは、子どもの健全な成長にとって重要な基盤のひとつとなります。

アンケート調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、朝食を欠食する割合が上回っています。また、生活困難度が高い世帯では、必要な食料が買えなかったという経験が何度もあった割合も比較的高い状況です。

団体等ヒアリング調査結果では、貧困家庭には、食料支援の充実が必要であるとする意見がありました。そのほか、本市では、平成29年から夏休みに母子家庭等への食料提供支援を実施しているほか、市内にこども食堂が1か所ある状況です。

こうした状況の中、幼児期からの成長過程におけるからだの健康管理、生活習慣の指導等や食料が不足していたり、食事を作ることが困難な家庭に対する食料支援等が求められています。

### 施策の方向性

幼児期からの成長段階に応じた健康診断等を実施し、子どもの身体の健康管理を支援するとともに、社会福祉協議会を通じた地域活動団体等と連携し、必要な家庭への食料支援に努めます。

### 具体的な取組

#### (1) 妊娠・出産から子どもの成長段階に応じた健康診断等による支援

妊娠・出産期の母子の健康を確保するため、各種健診や相談支援を行います。出産後の乳幼児以降も健康状態や発達状況について定期的な検査や相談等を実施し、子どもの健康づくりに努めます。

#### 主な事業内容

- |                                   |                            |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ○妊婦健康診査事業                         | ○4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診   |
| ○予防接種事業                           | ○赤ちゃん訪問事業                  |
| ○7か月児健康相談                         | ○母子健康手帳交付、妊婦健康相談           |
| ○予約制乳児相談                          | ○食生活相談                     |
| ○2歳児、2歳6か月児相談                     | ○保健師等による相談、家庭訪問            |
| ○フッ化物応用等歯科保健普及事業（フッ素洗口事業・フッ素塗布事業） | ○1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診、一般歯科健診 |
| ○歯科健康教育・ブラッシング指導                  |                            |

## (2) 食育推進による支援

子どもが食への関心を高める機会の創出と、食を通じた健康な子どもを育成するために、食育推進法に基づき、食に対する教育を推進します。その中で、生活困窮世帯の子どもとその保護者にも食の重要性と必要性を学ぶ機会にします。

### 主な事業内容

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ○離乳食講習    | ○安全安心な学校給食の充実 |
| ○食育推進委員会  | ○食育推進事業       |
| ○食育の推進    | ○親子料理教室       |
| ○中学生料理バトル | ○学校給食試食会      |

## (3) 生活が困難な家庭への食糧支援

ひとり親家庭をはじめ、経済的な理由や帰宅時間が遅くなるなどで食事の支度が難しい家庭に対して、子どもの夏休みの時期に合わせて、家族の人数や状況に応じた食事提供支援を実施しています。さらに、食糧提供とともに生活困窮者自立相談支援など必要な支援につなげています。

### 主な事業内容

- |          |
|----------|
| ○食糧支援等事業 |
|----------|

## 施策3 教育機会の充実

### 背景と課題

すべての子どもに必要な教育と学習の機会が充実し、希望する進学先に進むことが重要です。

アンケート調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもは、それ以外の世帯の子どもに比べて、塾や家庭教師を利用していない割合が高く、また、成績の順位が下の方であると回答している割合が高い状況です。さらに、希望する将来の進学先を大学・大学院と回答している割合が低く、高等学校、高等専門学校、専門学校の割合が高い状況です。

一方で、生活困難度が高い世帯の保護者は、子どもの希望する進学先として高等学校が最も多い回答となっています。また、子どもが希望どおりの学校まで進むことになると思わないという回答が約8%あり、そのうちの半数が、経済的に余裕がないためと回答しています。

こうしたことから、経済的な理由や家庭の事情で、子どもの学習の機会が損なわれることのないように、教育の機会の充実が求められます。また、子どもが希望する進学先に進むために、経済的な支援と適切な指導が必要です。

### 施策の方向性

すべての子どもが意欲的に勉学に励み、目指す進路に進めるよう教育機会と経済的支援の充実に努めます。

### 具体的な取組

#### (1) 幼児教育の充実

経済的な理由や利用する時間帯に制約されず、誰もが利用しやすい幼稚園、認定こども園の体制づくりを目指します。

##### 主な事業内容

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ○認定こども園化の推進     | ○私立幼稚園就園奨励費         |
| ○保育所・認定こども園等保育料 | ○幼稚園・保育園・認定こども園との連携 |

#### (2) 学校教育の充実

社会情勢や地域の状況、そして家庭環境などに左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの状況に応じた細やかな配慮ある支援を実施します。

##### 主な事業内容

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ○各学校への授業支援  | ○個に焦点をあてた学習指導の充実 |
| ○確かな学力の育成   | ○外国語教育の充実        |
| ○読書習慣の形成支援  | ○外国人児童生徒支援員の配置   |
| ○学びや学習意欲の向上 | ○教職員の育成          |

### (3) 家庭教育の充実

次年度に小学校に入学する子どもをはじめ、子どもの各年齢層に応じた出前講座や親子講座等を開催し、保護者が家庭で行う教育を支援します。また、7か月児健康相談などの機会に、絵本を1冊プレゼントするブックスタート事業等を通して、子どもが家でも学習できる環境づくりを推進します。

主な事業内容	
○親学講座	○家庭教育の充実
○ブックスタート事業	○キッズブック事業
○家庭教育学級	

### (4) 様々な教育環境の充実

就業前の児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を選択できるようにするため、学校の特色や地域の実情を踏まえながら、就業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動の充実を図ります。また、発達に支援が必要な児童・生徒が勉強しやすい環境を整備するために、個々に合わせた指導や特別支援教育士の配置や、特別支援コーディネーターの研修会などを実施します。

主な事業内容	
○キャリア教育の推進	○児童発達支援事業
○特別支援教室の充実	○特別支援教育の充実

### (5) 学習支援の充実

義務教育段階の子どもの貧困対策として、家庭での教育支援を推進するとともに、生活困窮世帯に対して、子どもの学習への経済的な支援等を実施し、経済的な理由による教育環境の不足がないように努めます。

主な事業内容	
○要保護及び準要保護児童生徒就学 援助費支給	○特別支援教育就学奨励費支給
○通学費補助事業	○生活保護教育扶助
○生活保護生業扶助	○母子父子寡婦福祉資金貸付金事業

## 施策4 様々な体験学習の充実

### 背景と課題

子どもの成長には、健康づくりや教育機関等における教育・学習のほかに、様々な体験を通じた学びの機会が必要です。新しい体験を通して、できなかったことや知らなかったことを学ぶことや、新しい友達をつくること、いろいろな大人と交流することは、子ども自身の可能性の開花につながると考えられます。

本市の教育の施策の概要における基本方針の1つに「豊かな心を育てる」があり、自然体験や福祉体験、文化体験などとともに、人に役立つ活動を推進することで、根気強く努力する経験や困難に立ち向かう場を大切に、子どもの頑張りや伸びを価値づけています。

こうしたことから、子どものうちから様々な体験や交流の機会を充実させることが求められます。

### 施策の方向性

様々な体験学習や交流を通して、子どもの豊かな心を育む機会の充実に努めます。

### 具体的な取組

#### (1) 多様な体験活動の機会の充実

学校や地域、施設など、多様な施設や機関が協働して、子どもたちに対してさまざまな体験学習の機会を提供し、コミュニケーション能力の育成をはじめ、子どもの夢や地域愛を育む教育活動を推進します。また、スポーツや文化・芸術などの知識や感性を高めるための機会の創出に努めます。

#### 主な事業内容

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| ○夢育・地育の推進        | ○豊かな自然の中での体験活動の提供        |
| ○子どもへのスポーツの普及・推進 | ○スポーツ・文化・芸術を通じた豊かな子どもの育成 |
| ○和文化教育の推進        | ○少年育成教室しまだガンバ！           |

## 基本目標 2 子どもの居場所づくりと家庭への支援

### 施策 1 子どもの居場所づくりの推進

#### 背景と課題

近年核家族化や共働き世帯の増加により、放課後に家族が帰ってくるまでの時間帯を子どもだけで過ごすケースが増えています。子どもにとっての居場所は、常に身近にあり、安全安心な状態である必要があります。

アンケート調査結果では、生活困難度が高い世帯の子どもはそれ以外の世帯の子どもより、放課後を一人で過ごす割合が上回っています。また、ひとり親世帯の子どもはふたり親世帯の子どもより、ときどき夜遅くまで子どもだけで過ごしている割合が上回っています。

一方、地域には、子どもたちが集まって、自由に遊んだり、勉強を教え合う「駄菓子屋さん」を地域住民同士で開設し、子どもたちの居場所となっている取組があります。また、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後の子どもの居場所づくりは広がっています。

今後も学校や家以外の子どもの居場所づくりを推進し、特に生活困窮世帯やひとり親世帯など、保護者の帰宅時間が遅い家庭の子どもが安全安心に過ごせる居場所を創出していく必要があります。

#### 施策の方向性

学校、地域、民間企業等と行政が連携して、子どもにとって過ごしやすく、安全安心な居場所づくりの推進に努めます。

#### 具体的な取組

##### (1) 子ども一人ひとりの状況に応じた居場所づくり

生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもをはじめ、すべての子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを含む学習支援など、状況に応じた個別の支援を実施します。

##### 主な事業内容

○放課後児童クラブの運営

○放課後子ども教室事業

○子どもの居場所づくり

## 施策2 切れ目のない子育て支援の充実

### 背景と課題

子どもが安心して日々の生活を過ごすためには、保護者のこころの安定も重要です。特に子育てに対して強い不安やストレスを抱えてしまう保護者や、若い母子、産後うつ、不適切な養育状態にあり虐待のおそれやリスクを抱えているケースなどへの適切な相談支援が求められます。

アンケート調査結果では、生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯よりも、子どもに関する多くの悩みを抱えており、特に子どもの勉強や進学、しつけや教育についての不安が大きいです。また、相談相手については、生活困難度が高い世帯はそれ以外の世帯よりも、相談できる相手がいないので欲しいという割合が上回っており、希望する相談先には家族や友人・知人など身近な人が多い一方、学校の先生やカウンセラーなどの専門家を求める割合がそれ以外の世帯より上回っています。

団体等ヒアリング調査結果では、貧困家庭や母子家庭の保護者は、なかなか支援を受け入れないという意見があります。こうした保護者が抱える悩みは様々であると推察しますが、その中には子育てに関するものもあると思われます。まずは話をしやすい関係性を構築し、相談支援を受け入れてもらうなど、親身な対応が求められます。また、相談内容によっては、保育や一時預かり、保健センターなど必要な専門機関につなげて、対応する必要があります。

### 施策の方向性

生活困難度が高い世帯やひとり親世帯をはじめ、すべての子育て世帯の保護者が抱えている悩みや不安に対して、親身に対応できる相談支援体制の充実を図ります。また、相談内容に応じて、適切な機関につなげ、悩みや不安の解消に努めます。

### 具体的な取組

#### (1) 子育てに関する切れ目のない相談支援体制

生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもをはじめ、すべての子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを含む学習支援など、状況に応じた個別の支援を実施します。

#### 主な事業内容

- |                             |                                |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ○母子健康手帳交付・妊婦健康相談            | ○地域子育て支援センターの運営                |
| ○つどいの広場の開催（きしゃぼっぼ等）         | ○子育て講座（マミーサロン）                 |
| ○初めて0歳児をもつ親の講座（BPプロ<br>グラム） | ○子育て支援教室                       |
| ○小学生の子をもつ親の講座               | ○思春期の子をもつ親の講座                  |
| ○保健師等による相談、家庭訪問             | ○子どもの年齢に応じた相談支援                |
| ○障害児相談支援事業                  | ○子育て世代包括支援事業<br>（利用者支援事業母子保健型） |
| ○子育てカフェの開催                  | ○子育て広場の開催                      |
| ○赤ちゃん訪問事業                   |                                |

## (2) 各種機関につなげる体制の整備

保健師や家庭児童相談員、育児サポーターなどによる各種相談支援等で、特に支援が必要と思われる家庭に対して、継続して適切な支援が行えるようサポートしたり、保護者が病気になったり、就労事情の影響により子どもを一時的に預ける支援等を行うことで、保護者の不安や悩み、困難な状況の解消に努めます。

### 主な事業内容

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ○養育支援訪問事業          | ○親子学習会（つくしんぼ）の実施 |
| ○育児相談による困窮のリスクの発見  | ○通常保育事業          |
| ○時間外保育事業           | ○障害児保育事業         |
| ○一時預かり事業           | ○日中一時支援事業（土曜日）   |
| ○一時託児事業            | ○病後児保育事業         |
| ○ファミリー・サポート・センター事業 | ○女性相談事業          |
| ○DV など女性の相談窓口      |                  |

## 施策3 ひとり親世帯への支援の充実

### 背景と課題

ひとり親世帯は、経済的な理由から生活困窮に陥りやすく、また、子育てと仕事の両立を図るために心身への負担が大きくなることが推察されます。

アンケート調査結果では、ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて、子どもの勉強を見ることがめったにできない割合が上回っています。また、子どもが決まった時間に就寝できていないとする割合も上回っています。さらに、現在、必要だと思う支援として生活保護や就学援助の拡充がふたり親世帯を上回っています。

団体等アンケート調査結果では、母子家庭はなかなか子どもの勉強を見る時間がない、という意見や、ひとり親は生活困窮を訴えるケースがある、などの意見があり、子どもと過ごす時間の確保や現状の経済事情での子育てが厳しい状況であることがうかがえます。

こうしたことから、ひとり親世帯に対する、経済的支援のほか、福祉サービス事業所をはじめとした様々な機関等が連携してひとり親世帯の子育てを支援していく必要があります。

### 施策の方向性

ひとり親世帯の子育て支援の充実を図ります。

### 具体的な取組

#### (1) 経済的な支援の充実

各種手当の支給や助成制度などにより、ひとり親世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

主な事業内容	
○母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	○ひとり親家庭子育て支援助成
○ひとり親家庭等医療費助成	○母子家庭等自立支援給付
○児童扶養手当支給	

#### (2) 子育て支援と相談支援

ひとり親世帯の子育てを支援するとともに、悩みや不安を抱えているひとり親世帯に対する相談支援等を推進します。

主な事業内容	
○ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	○保育所の優先入所
○私立幼稚園園児保護者への補助	○幼稚園・保育所等保育料の軽減
○相談員による母子・父子自立支援	○母子生活支援施設

#### (3) 保護者の就労支援

ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減や、学び直しと就業ための機会創出を図ります。

主な事業内容	
○母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	○自立支援教育訓練給付金

## 施策4 保護者の就労・生活支援の充実

### 背景と課題

保護者が一定の収入により、安定した生活を得て、余裕をもった子育てに専念できることは、子どもの成長においても良い効果が期待されます。また、住居の確保は保護者と子どもの心の安定にとって欠かすことのできない要素です。

アンケート調査結果では、生活困難度が高い世帯の父親は、正規社員・正規職員の割合が、それ以外の世帯を下回っています。一方、パート・アルバイトや自営業の割合が上回っています。さらに、母親のほうは、無職である割合が下回っている状況です。

団体等ヒアリング調査結果では、親が精神疾患などで働けずに貧困に陥るケースがあるという意見がありました。

こうした状況から、経済的な理由等は、保護者の不安定な就労形態も影響していることが考えられます。そのため、子どもが安心して生活できる基盤の確保のためにも、保護者の安定した就労への支援と自立に向けたサポート体制の充実を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

保護者の就労と暮らしの安定に向けた支援を行い、子どもが安心して生活できる基盤づくりを支えます。

### 具体的な取組

#### (1) 経済的な支援の充実

世帯の状況に応じた各種手当の支給や助成制度などにより、経済的な負担の軽減や自立援助を図ります。

主な事業内容	
○多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	○生活保護教育扶助
○生活保護生業扶助	○自立相談支援事業
○特別児童扶養手当支給	○児童手当支給
○こども医療費助成	○市民相談事業
○納税相談	○家計相談支援事業
○交通遺児育英奨学金支給	

#### (2) 保護者の就労支援

困難な状況にある世帯に対して、就労や自立に向けた会陰を行い、生活基盤を整えるサポートを行います。

主な事業内容	
○生活保護受給者への就労支援員による就労支援	○生活保護受給者への就労活動促進費の支給
○生活保護受給者等就労自立促進事業	○生活保護生業扶助（技能習得費）（就職支度金）

### (3) 住居の支援

子どもが安心して生活できるための環境づくりとして、子育て世帯への住居の支援を行います。

主な事業内容	
○住居確保給付金の支給	○一時生活支援事業

## 基本目標3 子どもを見守り育てる地域づくりと協働・連携の仕組み

### 施策1 地域の見守り活動等への支援

#### 背景と課題

子どもは、家庭や保育・教育機関の施設だけで過ごすのではなく、地域で健やかに成長していくものです。一方、地域の見守りによる事故や犯罪の防止や、家の事情で苦しい状況にある子どもや保護者の早期発見ができるのも地域の力です。

団体等ヒアリング調査結果では、地域活動をする民生委員・児童委員などによる見守りや声かけを心がけているという意見や、地区会で市役所担当課や社会福祉協議会等の機関と連携し、情報共有を図っているなどの意見がありました。

こうしたことから、地区会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した地域で過ごす子どもたちへの見守り、何か困りごとがある家庭への相談支援や適切な機関へつなげる体制の整備を引き続き行っていく必要があります。

#### 施策の方向性

市民、地域、社会福祉協議会等と連携して、子どもたちが安心して過ごせる地域をつくるための見守りや困りごとを抱える家庭の早期発見・対応に努めます。

#### 具体的な取組

##### (1) 民生委員・児童委員との連携

地域で身近な相談対応や見守り支援を行っている民生委員・児童委員と連携し、地域で気になる家庭等を発見した場合、早期に連携して対応できる体制づくりを推進します。

##### 主な事業内容

○民生委員・児童委員（主任児童委員）

## 施策2 情報の支援体制の充実

### 背景と課題

困難な状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立するケースがあり、必要な支援が受けられずに一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。社会的に孤立しないように、地域全体で支え合い、情報の共有をしていく必要があります。

また、市民や地域、事業所、学校等と連携し、少しでも気になる子どもの情報を確実に集約していくなど、生活困窮世帯の子どもやその可能性のある子どもの現状把握が求められます。

そして、集約した情報に基づき、支援やサービスの利用を必要とする世帯や子どもに対して、適切な情報を提供するための情報発信体制の強化を図る必要があります。

### 施策の方向性

生活が困難な家庭の状況把握に努め、必要な情報を適切に提供する体制の整備を目指します。

### 具体的な取組

#### (1) 支援が必要な子どもの情報集約体制の強化

生活困窮世帯の子どもや保護者が、日頃の生活の中で抱えている悩みや不安、困りごとをはじめ、家庭の経済的な状況等までを保育園や幼稚園、学校等を通じて確実に把握し、支援等につなげていきます。

#### 主な事業内容

○各種機関における相談体制の強化

#### (2) 支援情報の周知徹底

子育て世帯から生活困窮世帯やひとり親世帯まで、市における幅広い支援や制度を的確に周知し、支援を必要としている世帯が適切な支援内容を利用できる体制を整備します。

#### 主な事業内容

○支援情報の周知徹底

## 施策3 関係機関との協働・連携体制の充実

### 背景と課題

子どもの貧困に関わる課題は多岐にわたり、様々な機関の協働と連携が求められます。一方、その対象は一人ひとり、または、家庭ごとに細かな対応が求められます。

教育分野から福祉分野さらには、地域活動の分野まで幅広く対応していく必要があります。そのために、市民や地域、学校、事業所、行政等が相互に協働・連携し、生活困難度が高い世帯への支援等を行っていく必要があります。

### 施策の方向性

関係機関等が相互に協働・連携して生活が困難な子どもや家庭への細やかな支援を実施します。

### 具体的な取組

#### (1) 協働・連携による支援

困難を有する子ども・若者や、その保護者に対する支援について、関係機関等と連携しながら、事業を展開します。

主な事業内容	
○子ども・若者支援地域協議会事業	○市民活動センター運營業務
○子育てコンシェルジュ	○地域子育て支援センターの運営
○地域学校協働本部事業：初倉中学校区・しまだはつくら寺子屋事業	○通学合宿事業
○しまだはつくら寺子屋の充実	○地域の読み聞かせ活動の促進
○地域学校協働本部事業の推進	○地域と学校との連携強化